

○鹿沼市市営住宅条例

平成 9 年 3 月 31 日 条例第 13 号

改正

平成 9 年 10 月 1 日 条例第 33 号
平成 11 年 6 月 21 日 条例第 19 号
平成 11 年 12 月 21 日 条例第 27 号
平成 12 年 12 月 22 日 条例第 44 号
平成 13 年 3 月 16 日 条例第 22 号
平成 13 年 7 月 26 日 条例第 30 号
平成 13 年 12 月 21 日 条例第 48 号
平成 17 年 9 月 30 日 条例第 28 号
平成 17 年 12 月 19 日 条例第 103 号
平成 18 年 3 月 16 日 条例第 25 号
平成 19 年 5 月 8 日 条例第 28 号
平成 19 年 6 月 15 日 条例第 32 号
平成 19 年 12 月 19 日 条例第 48 号
平成 20 年 7 月 29 日 条例第 28 号
平成 21 年 3 月 24 日 条例第 17 号
平成 21 年 6 月 24 日 条例第 26 号
平成 22 年 3 月 24 日 条例第 19 号
平成 22 年 6 月 21 日 条例第 29 号
平成 22 年 12 月 20 日 条例第 43 号
平成 23 年 6 月 17 日 条例第 21 号
平成 24 年 3 月 19 日 条例第 19 号
平成 24 年 12 月 25 日 条例第 45 号
平成 25 年 3 月 21 日 条例第 15 号
平成 26 年 3 月 20 日 条例第 9 号
平成 26 年 12 月 22 日 条例第 38 号
平成 28 年 7 月 26 日 条例第 23 号
令和 3 年 6 月 21 日 条例第 26 号

令和6年3月19日条例第16号

鹿沼市市営住宅条例

鹿沼市市営住宅条例（昭和37年鹿沼市条例第17号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市営住宅の管理（第4条—第45条）

第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用（第46条—第52条）

第4章 法第45条第2項に基づく市営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）（第53条—第57条）

第5章 駐車場の管理（第58条—第66条）

第6章 補則（第67条—第75条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第48条の規定に基づき、市営住宅及び共同施設の設置及び管理に関し、法令その他別に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）市営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。
- （2）改良住宅 市営住宅のうち住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第17条の規定により市が建設した住宅及びその附帯施設をいう。
- （3）更新住宅 改良住宅の建替事業により市が建設した住宅及びその附帯施設をいう。
- （4）高齢者専用住宅 高齢者の生活特性を配慮した設備・仕様の住宅で、生活援助員が配置されている高齢者専用の住宅をいう。
- （5）従前居住者用住宅 市営住宅のうち国の住宅市街地整備総合支援事業に基づき、市が建設して賃貸するための住宅をいう。
- （6）生活援助員特定公共賃貸住宅 市が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第18条の規定に基づき建設し、及び管理する市営住宅のうち生活援助員に賃貸する住宅をいう。

- (7) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第1条に規定する施設をいう。
- (8) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。
- (9) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「特定優良賃貸住宅法施行規則」という。）第1条第4号に規定する所得をいう。
- (10) 市営住宅建替事業 市が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。
- (11) 市営住宅監理員 法第33条第1項及び住宅地区改良法第29条第1項の規定に基づき市長が任命する者をいう。
- (12) 生活援助員 高齢者専用住宅に居住する高齢者に対する生活指導、生活相談、緊急対応等の生活の援助をする者をいう。

（市営住宅等の整備基準）

第2条の2 法第5条第1項及び第2項の条例で定める整備基準は、次項から第4項までに定めるもののほか、公営住宅等整備基準（平成10年建設省令第8号）に定めるとおりとする。

- 2 市営住宅及び共同施設の整備に当たっては、再生が可能な資源の活用、エネルギーの消費の抑制、敷地の緑化等に努めることにより、環境の保全に配慮するものとする。
- 3 市営住宅の整備に当たっては、地域の住宅事情及び多様な世帯の入居を考慮し、適切な間取りの住戸で構成されるよう配慮するものとする。
- 4 駐車場の整備に当たっては、敷地内の住戸の数、敷地の位置、規模及び形状、住棟の配置等を考慮して、入居者の利便性及び安全性の確保に配慮するものとする。

（設置）

第3条 本市の設置する市営住宅は、別表のとおりとする。

第2章 市営住宅の管理

（入居者の公募の方法）

第4条 市長は、公示、市広報紙その他住民に十分周知できる方法により、入居者の公募を行うものとする。

- 2 前項の公募に当たっては、市長は、市営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。

（公募の例外）

第5条 市長は、次に掲げる事由に係る者については、公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 公営住宅建替事業による公営住宅の除却
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却
- (6) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
- (7) 現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。
- (8) 公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。
- (9) その他市長が緊急に市営住宅への入居が必要であると認める事由に該当すること。

（入居者の資格）

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては、第1号及び第3号から第5号まで）の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、その者が入居者の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）であること。
- (2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 法第23条第1号イに規定する特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合 214,000円

イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するために借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) 地方税を滞納していない者であること。

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(6) 現に同居し、又は同居しようとする者がいない場合にあっては、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。

2 第1項第2号アに規定する法第23条第1号イに規定する特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者にア又はイに該当する者がある場合

ア 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が（ア）から（ウ）までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ（ア）から（ウ）までに定める程度であるもの

（ア） 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

（イ） 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

（ウ） 知的障害 （イ）に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 次のいずれかに該当する者

(ア) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

(イ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(ウ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(エ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に義務教育終了までの者がある場合

3 高齢者専用住宅に入居することのできる者は、第1項に定める条件のほか、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 高齢者単身世帯では60歳以上の単身者、高齢者世帯又は夫婦世帯では60歳以上の親子、姉妹等の2人からなる世帯（夫婦の場合はいずれか一方が60歳以上であれば足りる。）であること。ただし、市長が住宅需要を鑑み、特に必要と認めるときは、障害者（次のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）の単身世帯、障害者のみからなる世帯、障害者とその配偶者のみからなる世帯又は障害者と高齢者（60歳以上）若しくは高齢者夫婦（夫婦のいずれか一方が60歳以上であれば足りる。）のみからなる世帯であること。

ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの

(ア) 身体障害 前項第1号ア(ア)に規定する程度

(イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 前項第1号アに規定する程度の障害がある者

ウ 前項第1号イ(ア)に該当する者

エ 前項第1号イ(イ)に該当する者

(2) 日常生活を遂行する能力があり、自立して生活が営める程度に健康であること。

(3) 家族による援助が困難であること。

4 市長は、入居の申込みをした者が第1項第1号に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

(従前居住者用住宅の入居資格)

第6条の2 前条(第1項第5号を除く。)の規定にかかわらず、従前居住者用住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 土地区画整理法第3条第4項の規定に基づく宇都宮都市計画事業下横町周辺土地区画整理事業の施行区域内に居住する借家人等であって、当該事業の施行に伴い住宅に困窮することとなるもの
- (2) 前号に規定する土地区画整理事業の施行に伴い、住宅を移転新築するまでの間仮住居を必要とする者
- (3) 第1号に規定する土地区画整理事業の施行に伴い、住宅を失うこととなる等により住宅に困窮する者

(更新住宅の入居資格)

第6条の3 第6条(第1項第5号を除く。)の規定にかかわらず、更新住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、更新住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものとする。

- (1) 改良住宅建替事業の施行に伴い住宅を失った者
- (2) 改良住宅建替事業計画の承認の日以後に当該事業区域内において災害により住宅を失った者

2 前項に規定する者が更新住宅に入居せず、又は入居した後、転居、死亡等の理由によって当該更新住宅に居住しなくなった場合においては、第6条第1項に規定する資格を有する者を更新住宅の入居資格者とする。

(生活援助員特定公共賃貸住宅の入居資格)

第7条 生活援助員特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 所得が市長の定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの

(2) 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において市長が当該住宅への入居が
適当であると認めた者

(入居者資格の特例)

第8条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、第6条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 第6条第1項第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

3 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第39条第1項に規定する居住制限者であって、法第23条第2号に掲げる条件を具備する者については、第6条第1項各号（第5号を除く。）に掲げる条件を具備する者とみなす。

(入居の申込み及び決定)

第9条 前5条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。

3 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居者の選考)

第10条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

(4) 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）

(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

(6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 市長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。

3 前項の場合において、住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。

4 市長は、心身障害者その他の規則で定める者で速やかに市営住宅に入居する必要があるものについては、前3項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(従前居住者用住宅の入居者の選考及び決定)

第10条の2 従前居住者用住宅の入居者については、第6条の2の規定に該当する者のうちから住宅に困窮する度合い等を考慮して選考し、市長が決定する。

(生活援助員特定公共賃貸住宅の入居者の選考及び決定)

第11条 生活援助員特定公共賃貸住宅の入居者については、第7条の規定に該当する者のうちから市長が決定する。

(入居補欠者)

第12条 市長は、前3条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、入居決定者が市営住宅に入居しないとき、又は入居決定者が次の入居公募の日までに市営住宅を立ち退いたときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

(住宅入居の手続)

第13条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者と連帯保証人の連署する市営住宅入居請書を提出すること。

(2) 第22条の規定により敷金を納付すること。

2 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

- 3 第1項第1号の規定にかかわらず、家賃債務保証業者（賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃等の支払に係る債務（以下この項において「家賃債務」という。）を保証することを業として行う者をいう。以下同じ。）のうち、市長が適当と認めるものと家賃等に関する保証委託契約（家賃債務保証業者が賃借人の家賃債務を保証することについて当該賃借人が委託することを内容とする契約をいう。）を締結した入居決定者については、当該保証委託契約を締結したことを証する書面の提出をもって同号の市営住宅入居請書の連帯保証人の連署に代えることができる。
- 4 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。
- 5 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。
- 6 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。
- 7 市営住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から10日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

（連帯保証人）

第14条 連帯保証人は、市内に住所を有し、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者であつて、市長が適当と認めるものでなければならない。

- 2 連帯保証人になろうとする者が、前項に規定する要件を欠くときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。
- 3 入居者は、連帯保証人がその要件を欠くに至ったとき又は連帯保証人を変更しようとするときは、新たな連帯保証人を立て市長の承認を受けなければならない。

（同居の承認）

第15条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認をしないものとする。
 - (1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第6条第1項第2号アに規定する金額を超える場合
 - (2) 同居させようとする者が暴力団員である場合

3 市長は、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、前項（第1号を除く。）の規定にかかわらず、第1項の承認をすることができる。

4 入居者は、同居者に出生、離婚、死亡、転居又は転出により異動が生じたときは、規則で定めるところにより、届出をしなければならない。

（入居の承継）

第16条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、省令第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

（家賃の決定）

第17条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第31条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で政令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第39条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2 政令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第3条に規定する方法により算出した額とする。

4 更新住宅の家賃については、前3項の規定によらず、改良住宅等管理要領（昭和54年5月11日建設省住整発第6号）第4に規定する算出方法により算出した額を限度として、市長が定める。

5 生活援助員特定公共賃貸住宅の家賃は、近隣における同種の賃貸住宅の家賃と均衡を失しないよう市長が定める。

6 従前居住者用住宅の家賃については、第1項から第3項までの規定によらず、従前居住者用賃貸住宅等管理要領（平成10年4月8日建設省住市発第18号）第4に規定する算出方法により算出した額を限度として、市長が定める。

（収入の申告等）

第18条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。

2 前項に規定する収入の申告は、省令第7条に規定する方法によるものとする。

3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 入居者は、前項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは当該認定を更正するものとする。

(家賃の減免又は徴収の猶予)

第19条 市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合において、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(1) 入居者又は当該入居者と同居している者（以下「同居者」という。）の収入が著しく低額であるとき。

(2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。

(3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(4) 婚姻によらないで父又は母となった入居者であって現に婚姻をしていないものが未成年者を扶養しているとき。

(5) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第20条 市長は、入居者から第13条第5項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第35条第1項又は第40条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第45条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までに、その月分を納付しなければならない。

3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。

4 入居者が第44条の規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(督促)

第21条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(敷金)

第22条 市長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。

2 市長は、第19条の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 敷金には利子を付けない。

(修繕費用の負担)

第23条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、借上げ市営住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。

3 入居者の責めに帰すべき事由によって第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第24条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設、エレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用、維持及び運営に要する費用
- (4) 前条第1項に規定するもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第25条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失し、又は毀損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(迷惑行為の禁止)

第26条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(起居しないときの届出)

第27条 入居者が市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。

(転貸又は譲渡の禁止)

第28条 入居者は、市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(用途の制限)

第29条 入居者は、市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

(模様替え等の制限)

第30条 入居者は、市営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とする。

3 第1項の承認を得ずに市営住宅を模様替えし、又は増築したときには、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第31条 市長は、毎年度、第18条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 市長は、第18条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き政令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 入居者は、前2項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合においては、市長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正する。

(明渡し努力義務)

第32条 収入超過者は、市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第33条 第31条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は、第17条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては当

該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

3 第19条、第20条及び第21条の規定は、第1項の家賃について準用する。

(更新住宅の収入超過者に対する措置等)

第34条 更新住宅の入居者については、第31条から第33条までの規定は適用しない。

2 更新住宅の入居者が引き続き3年以上入居(当該更新住宅の建替前の改良住宅に入居していた期間を含む。)し、かつ、第18条第3項の規定により認定した当該入居者の収入が第6条第1項第2号アに掲げる場合にあっては17万8,000円、同号ウに掲げる場合にあっては13万7,000円を超える場合においては、第17条第1項に規定する方法を準用して算出した家賃を支払わなければならない。

3 前項に規定する準用の方法については、市長が定める。

4 第19条の規定は、前2項の家賃の減免及び徴収の猶予について準用する。

(高額所得者に対する明渡し請求)

第35条 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

4 市長は、第1項の規定により請求を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。

(1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。

(4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第36条 第31条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第17条第1項及び第33条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場

合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。

3 第19条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第20条及び第21条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。

(住宅のあっせん等)

第37条 市長は、収入超過者に対して当該収入超過者からの申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、市営住宅の入居者が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

(期間通算)

第38条 市長が第8条第1項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第31条から前条までの規定の適用については、その者が市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。

2 市長が第41条の規定による申出をした者を市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居させた場合における第31条から前条までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除去すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第39条 市長は、第17条第1項、第33条第1項若しくは第36条第1項の規定による家賃の決定、第19条(第33条第3項又は第36条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免又は徴収の猶予、第22条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第35条第1項の規定による明渡し請求、第37条の規定によるあっせん等又は第41条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

- 2 市長は、前項に規定する権限を、市長が指定する職員に行わせることができる。
- 3 市長又は前項の職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(建替事業による明渡し請求等)

第40条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする市営住宅の入居者に対し期限を定めて、その明渡しを請求することができるものとする。

- 2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 3 第36条第2項の規定は、前項の規定による明渡しについて準用する。この場合において、第36条第2項中「前条第1項」とあるのは「第40条第1項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

(新たに整備される市営住宅への入居)

第41条 市営住宅建替事業の施行により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者が法第40条第1項の規定により、当該建替事業により新たに整備される市営住宅に入居を希望するときは、市長の定めるところにより、入居の申出をしなければならない。

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第42条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第17条第1項、第33条第1項又は第36条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第43条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第17条第1項、第33条第1項又は第36条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の検査)

第44条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに市長に届け出て住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第30条の規定により市営住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第45条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為によって入居したとき。

(2) 家賃を3月以上滞納したとき。

(3) 市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。

(4) 正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。

(5) 第15条、第16条及び第25条から第30条までの規定に違反したとき。

(6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

(7) 市営住宅の借上げ期間が満了するとき。

2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期限後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

5 市長は、市営住宅が第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

6 市長は、市営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該市営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をすることができる。

第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用

(使用許可)

第46条 市長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人及び公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省、建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が市営住宅を使用して同令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合は、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

2 市長は、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用手続)

第47条 社会福祉法人等は、前条の規定により市営住宅を使用しようとするときは、市長の定めるところにより、市営住宅の使用目的、使用期間その他当該市営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、市長の許可を申請しなければならない。

2 市長は、社会福祉法人等から前項の申請があった場合には、当該申請に対する処分を決定し、当該社会福祉法人等に対して、当該申請を許可する場合にあっては許可する旨とともに市営住宅の使用開始可能日を、許可しない場合にあっては許可しない旨とともにその理由を通知する。

3 社会福祉法人等は、前項の規定により、市営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、市長の定める日までに市営住宅の使用を開始しなければならない。

(使用料)

第48条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による市長が定める額を超えてはならない。

(準用)

第49条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第20条から第30条まで、第40条、第44条及び第69条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第20条中「第13条第5項」とあるのは「第47条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第35条第1項又は第40条第1項」とあるのは「第40条第1項」と、「第45条第1項」とあるのは「第52条」と読み替えるものとする。

(報告の請求)

第50条 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該市営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該市営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第51条 市営住宅を使用している社会福祉法人等は、第47条第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(使用許可の取消し)

第52条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、市営住宅の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

第4章 法第45条第2項に基づく市営住宅の活用（みなし特定公共賃貸住宅）

(使用許可)

第53条 市長は、その区域内に特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により市営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該市営住宅をこれらの者に使用させることができる。

(特定優良賃貸住宅制度に基づく管理)

第54条 市長は、市営住宅を前条の規定に基づいて使用させる場合にあっては、当該市営住宅を特定優良賃貸住宅法第18条第2項の国土交通省令で定める基準に従って管理する。

(入居者資格)

第55条 第53条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第6条（第1項第5号を除く。）の規定にかかわらず、次の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅法施行規則第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの
- (2) 特定優良賃貸住宅法施行規則第7条各号に定める者

(家賃)

第56条 第53条の規定による使用に供される市営住宅の毎月の家賃は、第17条第1項、第33条第1項又は第36条第1項の規定にかかわらず、当該市営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。

2 前項の入居者の収入については、第18条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは「第56条第1項」と読み替えるものとする。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃については、第17条第3項の規定を準用する。この場合において、「第1項」とあるのは、「第56条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第57条 第53条の規定による市営住宅の使用については、第54条から前条までに定めるもののほか、第4条、第5条、第9条から第16条まで、第19条から第30条まで、第39条から第45条まで及び第68条の規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「前3条」とあるのは「第55条」と、第20条第1項中「第35条第1項又は第40条第1項」とあるのは「第40条第1項」と、第39条第1項中「第17条第1項、第33条第1項若しくは第36条第1項の規定による家賃の決定、第19条（第33条第3項又は第36条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予第22条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第35条第1項の規定による明渡しの請求、第37条の規定によるあっせん等又は第41条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第56条の規定による家賃の決定」とそれぞれ読み替えるものとする。

第5章 駐車場の管理

(駐車場の管理)

第58条 市営住宅の共同施設として整備された駐車場の管理は、この章に定めるところにより行われなければならない。

(使用許可)

第59条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を得なければならない。

(使用者の資格)

第60条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 市営住宅の入居者又は同居者であること。
- (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。
- (4) 第45条第1項第1号から第5号までのいずれの場合にも該当しないこと。

(使用の申込み)

第61条 前条に規定する条件を具備する者で、駐車場を使用することを希望する者は、市長の定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定し、その旨を当該使用者として決定した者（以下「使用決定者」という。）に対し通知するものとする。

（使用者の決定）

第62条 市長は、前条第1項の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、市長は、特定の者に当該駐車場を使用させることができる。

（使用料）

第63条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が定めるものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収を猶予することができる。

（使用料の変更）

第64条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用料を変更することができる。

- （1） 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- （2） 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。
- （3） 駐車場について改良を施したとき。

（使用許可の取消）

第65条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

- （1） 不正の行為により使用許可を受けたとき。
- （2） 使用料を3月以上滞納したとき。
- （3） 駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。
- （4） 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
- （5） 第60条に規定する使用者資格を失ったとき。
- （6） 前各号に該当するほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定については、第45条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第65条第1項」とそれぞれ読み替えるものとする。

(準用)

第66条 駐車場の使用については、第58条から前条までに定めるもののほか、第20条、第21条、第27条、第28条、第29条本文、第30条第1項本文及び第44条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」とそれぞれ読み替えるものとする。

第6章 補則

(市営住宅監理員)

第67条 法第33条第1項及び住宅地区改良法第29条第1項の規定に基づき、市営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与えるため、市営住宅監理員を置く。

2 市営住宅監理員は、市長が市職員のうちから任命する。

(意見の聴取等)

第68条 市長は、第6条第1項第5号、第7条又は第45条第1項第6号に該当する事由の有無について、本市の区域を管轄する警察署の署長（以下「警察署長」という。）の意見を聴くことができる。

2 警察署長は、第6条第1項第5号、第7条又は第45条第1項第6号に該当する事由の有無について、市長に対し、意見を述べることができる。

(立入検査)

第69条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項の検査又は指示の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定管理者による管理)

第70条 次に掲げる市営住宅の管理に関する業務は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、同項に規定する指定管理者に行わせるものとする。

- (1) 入居者の公募並びに入居及び明渡しの手続に関すること。
- (2) 駐車場の使用及び明渡しの手続に関すること。
- (3) 市営住宅及び共同施設の維持、修繕及び管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

(敷地の目的外使用)

第71条 市長は、市営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。

(罰則)

第72条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科すことができる。

(生活援助員特定公共賃貸住宅の特例)

第73条 生活援助員特定公共賃貸住宅については、第4条、第19条及び第31条から第39条までの規定は、適用しない。

(従前居住者用住宅の特例)

第74条 従前居住者用住宅については、第4条、第5条及び第31条から第43条までの規定は、適用しない。

- 2 従前居住者用住宅に入居することができる者が入居せず、又は居住しなくなったときは、第6条の2、第10条の2及び前項の規定にかかわらず、当該従前居住者用住宅の管理に関しては、市営住宅の例による。

(委任)

第75条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、この条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2項、第5条第8号、第6条、第8条、第15条から第20条第1項まで、第20条第3項から第22条まで、第31条から第33条まで、第35条から第43条まで及び第45条の規定は適用せず、鹿沼市市営住宅条例（昭和37年鹿沼市条例第17号。以下「改正前の条例」という。）第3条第2項、第5条、第11条から第14条第1項まで、第14条第3項から第15条まで、第23条から第26条の3まで、第28条並びに鹿沼市市営住宅管理条例の一部を改正する条例（昭和44年鹿沼市条例第59号）附則第2項及び第3項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 改正後の条例の施行の日において現に市が低額所得者に賃貸又は転貸をするため買い取り、借り上げ、又は管理している住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設で国の補助に係るもののうち、当該住宅の入居者が改正前の条例第5条に定める条件を具備しなければならない住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設については、改正後の条例の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設とみなして改正後の条例の規定を適用する。
- 4 改正後の条例第17条第1項、第33条第1項又は第36条第1項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第2項の市営住宅又は共同施設については同項の規定にかかわらず平成10年3月31日以前においても、前項に規定する住宅又は施設については附則第1項ただし書の規定にかかわらず前項の規定の施行の日以前においても、それぞれ改正後の条例の例によりすることができる。
- 5 平成10年4月1日において現に附則第3項の市営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る改正後の条例第17条又は第19条の規定による家賃の額が改正前の条例第11条、第12条又は第13条の規定による家賃の額を超える場合にあっては改正後の条例第17条又は第19条の規定による家賃の額から改正前の条例第11条、第12条又は第13条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、改正前の条例第11条、第12条又は第13条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る改正後の条例第33条又は第36条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額が改正前の条例第11条、第12条又は第13条の規定による家賃の額に改正前の条例第25条の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては改正後の条例第33条又は第36条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額から改正前の条例第11条、第12条又は第13条の規定による家賃の額及び改正前の条例第25条の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、改正

前の条例第11条、第12条又は第13条の規定による家賃の額及び改正前の条例第25条の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。

年度の区分	平成10年度	平成11年度	平成12年度
負担調整率	0.25	0.5	0.75

6 平成10年4月1日前に改正前の条例の規定によってした請求、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によってしたものとみなす。

7 法附則第5項の規定による貸付けを受けて建設される市営住宅に係る第2条第1号の規定の適用については、同号中「建設、買取り又は借上げ」とあるのは「建設」と、「補助」とあるのは「補助又は法附則第5項の規定による無利子貸付け」とする。

(栗野町の編入に伴う経過措置)

8 栗野町の編入の日前に、栗野町町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年栗野町条例第27号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成9年10月1日条例第33号）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第1条及び第6条第2項第1号の規定については、平成9年4月1日から適用する。

2 公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、この条例により改正された第6条、第8条第1項及び第16条の規定は適用せず、鹿沼市市営住宅条例（昭和37年鹿沼市条例第17号）第5条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成11年6月21日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月21日条例第27号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月22日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第54条の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月16日条例第22号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年7月26日条例第30号）

この条例は、宇都宮都市計画事業西茂呂土地区画整理事業に係る換地処分の公告のあった日の翌日から施行する。

附 則（平成13年12月21日条例第48号）

この条例は、平成14年3月15日から施行する。

附 則（平成17年9月30日条例第28号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成17年12月19日条例第103号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月16日条例第25号）

この条例は、平成18年3月17日から施行する。

附 則（平成19年5月8日条例第28号）

この条例は、宇都宮都市計画事業下横町周辺土地区画整理事業に係る換地処分の公告のあった日の翌日から施行する。

附 則（平成19年6月15日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月19日条例第48号）

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年7月29日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月24日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月24日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月24日条例第19号）

この条例は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成22年6月21日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月20日条例第43号）

この条例中別表鹿沼市戸張町市営住宅の部の改正規定は平成22年12月25日から、別表鹿沼市日吉町北市営住宅の部及び鹿沼市日吉町南市営住宅の部の改正規定は平成23年3月25日から施行する。

附 則（平成23年 6 月17日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 3 月19日条例第19号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第45号）

（施行期日）

1 この条例中第 1 条、次項、附則第 4 項及び附則第 5 項の規定は平成25年 1 月 1 日から、第 2 条及び附則第 3 項の規定は同年 4 月 1 日から施行する。

（鹿沼市市営住宅条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際、現に存する市営住宅又は共同施設については、第 1 条の規定による改正後の鹿沼市市営住宅条例第 2 条の 2 第 2 項から第 4 項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第 2 条の規定による改正後の鹿沼市市営住宅条例第 6 条の規定は、平成25年 4 月 1 日以後に行う公募による入居者の選考について適用し、同日前に行う公募による入居者の選考については、なお従前の例による。

（鹿沼市市営従業員用住宅条例の一部改正）

4 鹿沼市市営従業員用住宅条例（平成17年鹿沼市条例第70号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（鹿沼市市営若年勤労者用住宅条例の一部改正）

5 鹿沼市市営若年勤労者用住宅条例（平成21年鹿沼市条例第39号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成25年 3 月21日条例第15号）

この条例中第 1 条の規定は平成25年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月20日条例第 9 号）

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第19条第 4 号の規定は、平成26年度以後の年度分の家賃について適用し、平成25年度分までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月22日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 7 月26日条例第23号）

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月21日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月19日条例第16号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

名称	建設年度	戸数	構造	1 戸当たりの床面積	位置
鹿沼市睦町市営住宅	昭和58	12	中層耐火構造 3 階建	m ²	鹿沼市睦町地内
				66.07	
				70.03	
		62.08			
		6	中層耐火構造 3 階建	61.67	
				62.96	
				58.41	
				69.52	
	59	30	中層耐火構造 3 階建	66.07	
				70.03	
			62.08		
60	21	中層耐火構造 3 階建	66.07		
			70.03		
		24	中層耐火構造 3 階建	61.67	
				62.96	
			58.41		
			69.52		
鹿沼市下田町市営	平成12	25	高層耐火構造 7 階	77.72~75.13	鹿沼市下田町 2

住宅 (更新住宅)			建 (一部6階建)		丁目地内
鹿沼市貝島町東市 営住宅	昭和45	20	中層耐火構造5階 建	43.90	鹿沼市貝島町地 内
	46	20	中層耐火構造5階 建	43.90	
鹿沼市貝島町西市 営住宅	51	20	中層耐火構造5階 建	52.82	鹿沼市貝島町地 内
	52	12	中層耐火構造3階 建	58.09	
鹿沼市府中町市営 住宅	平成16	30	高層耐火構造6階 建	55.85	鹿沼市府中町地 内
			(一部中層耐火構 造5階建)	55.86	
				55.98	
				77.79	
鹿沼市西鹿沼町市 営住宅	22	30	高層耐火構造6階 建(一部中層耐火 構造4階建)	50.66	鹿沼市西鹿沼町 地内
				55.78	
				69.58	
鹿沼市日吉町南市 営住宅	平成5	16	中層耐火構造4階 建	75.60	鹿沼市日吉町地 内
		12	中層耐火構造4階 建	76.95	
		16	中層耐火構造3階 建	76.95	
		5	中層耐火構造4階 建	60.15	
				58.37	
		10	中層耐火構造3階 建	50.35	
	60.15				
			58.37		
				50.35	

		1	鉄筋コンクリート 2階建	134.26	
鹿沼市坂田山市営 住宅	昭和55	18	中層耐火構造3階 建	64.92	鹿沼市坂田山2 丁目地内
		56	中層耐火構造3階 建	64.92	
		57	中層耐火構造3階 建	64.92	
鹿沼市上殿町市営 住宅	63	8	中層耐火構造4階 建	68.13	鹿沼市上殿町地 内
		24	中層耐火構造4階 建	65.75	
鹿沼市みなみ町市 営住宅	48	20	中層耐火構造5階 建	52.82	鹿沼市みなみ町 地内
		49	中層耐火構造5階 建	52.82	
		50	中層耐火構造5階 建	52.82	
		51	中層耐火構造5階 建	58.08	
		52	中層耐火構造5階 建	64.92	
		53	中層耐火構造5階 建	64.92	
		54	中層耐火構造4階 建	64.92	
鹿沼市東町市営住 宅	平成3	32	中層耐火構造4階 建	72.45	鹿沼市東町1丁 目地内
				73.08	
		40	中層耐火構造4階	68.78	

			建	69.50	
鹿沼市緑町西市営住宅	8	24	中層耐火構造4階建	80.74	鹿沼市緑町1丁目地内
		32	中層耐火構造4階建	69.27	
鹿沼市緑町東市営住宅	8	24	中層耐火構造4階建	72.09	
		8	耐火構造2階建	60.11	
鹿沼市西茂呂市営住宅	元	54	中層耐火構造3階建	74.22	鹿沼市西茂呂3丁目地内
			75.25		
		18	中層耐火構造3階建	71.66	
	82.22				
2	18	木造2階建	71.22	72.04	
鹿沼市下横町市営住宅 (従前居住者用住宅)	12	18	中層耐火構造5階建	98.96	鹿沼市下横町地内
				97.59	
				98.20	
				94.71	
				83.98	
96.69					
鹿沼市口栗野仲町市営住宅	昭和55	5	簡易耐火構造2階建	60.14	鹿沼市口栗野地内
				60.14	
				65.99	
鹿沼市口栗野仲町第2市営住宅	57	6	木造2階建	66.66	鹿沼市口栗野地内
		58	5	木造2階建	
鹿沼市口栗野下町	60	8	耐火構造2階建	64.73	鹿沼市口栗野地

市営住宅	61	12	中層耐火構造3階 建	74.03	内
------	----	----	---------------	-------	---